



今月のテーマ **改正後の所得拡大促進税制について**

所得拡大促進税制は平成25年度の税制改正において創設され、中小企業者等が従業員の給与支給額のベースアップ等を行い、一定の要件を満たす場合に法人税又は所得税の税額控除を受けることができる制度です。令和3年度税制改正において要件が緩和されたことで利用が増えることが予想されます。今回は特に法人税における所得拡大促進税制の内容について、紙面の都合上改正後の内容に絞ってご紹介いたします。

1. 改正後の制度の内容

中小企業者等(資本金等の額が1億円以下の法人で大規模法人に一定数の株式を保有されていないもの等)が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者※1に対して給与等を支給する場合で、雇用者給与等支給額※2が前年度と比べて1.5%以上増加している時は、控除対象雇用者給与等支給増加額※4の15%(一定の場合には20%)を法人税から控除することができます。ただし、控除額は法人税額の20%が限度となります。

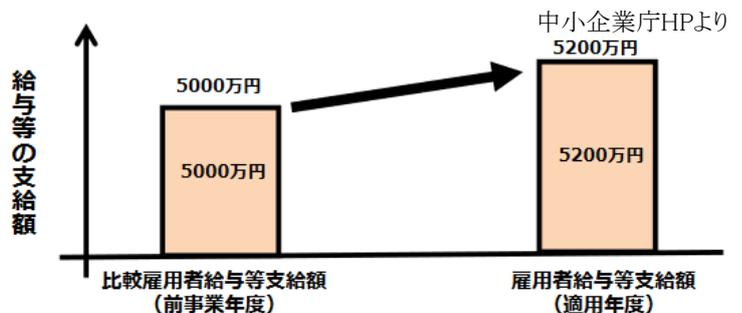
2. 適用の可否判断

所得拡大促進税制の適用を受けるためには次の①及び②の要件を満たす必要があります。

- ① 国内雇用者に対して給与等を支給している。
- ② 雇用者給与等支給額※2が比較雇用者給与等支給額※3と比べて1.5%以上増加している。

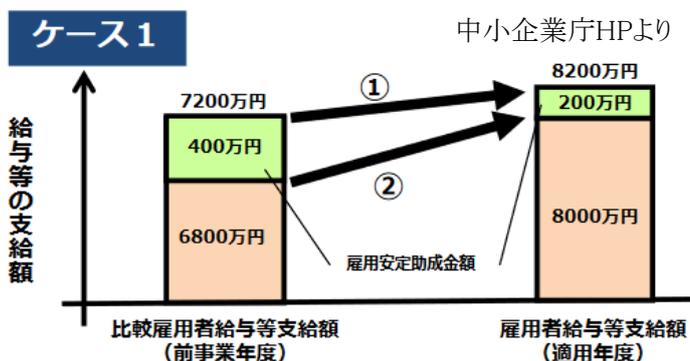
右図の場合、 $(5,200万円 - 5,000万円) \div 5,000万円$ が4.0%となるので要件を満たすことになります。

なお出向負担金のような給与等に充当するため第三者から支払を受ける金額がある場合、雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額からマイナスして判定することになります。ただし、雇用調整助成金などの雇用安定助成金額については、雇用者給与等支給額からマイナスする必要はありません。



3. 税額控除額

税額控除額は適用事業年度の法人税額の20%を限度として、控除対象雇用者給与等支給増加額と調整雇用者給与等支給増加額※5のいずれか小さい金額に15%を乗じて計算します。



左図の場合、①控除対象雇用者給与等支給増加額が8,200万円-7,200万円=1,000万円、②調整雇用者給与等支給増加額が8,000万円-6,800万円=1,200万円となります。比較すると①<②となることから税額控除額は1,000万円×15%=150万円と計算します。

また国内雇用者に対する教育・訓練などを自ら行うための費用として認められた金額が前事業年度に比べて10%増加した上で一定の要件を満たし、かつ雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比べて2.5%以上増加した場合は、税額控除率が15%から20%に上乘せされます。

4. 用語の説明

※1 国内雇用者＝一般的には国内勤務の従業員が該当し、パート、アルバイトを含み、役員・海外勤務者を除きます。また、従業員であっても、その法人の役員と特殊関係にある者は除かれます。

※2 雇用者給与等支給額＝国内雇用者に対する経費(損金)となる給与支給額

※3 比較雇用者給与等支給額＝前事業年度の雇用者給与等支給額

※4 控除対象雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額

※5 調整雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額と比較雇用者給与等支給額について、それぞれ給与等に充当するため第三者から支払いを受ける金額を除外した上で控除対象雇用者給与等支給増加額と同様に差引します。